

国際的に脅威となる感染症対策推進チームサブチームの開催について

平成 27 年 10 月 22 日
国際的に脅威となる
感染症対策推進チーム
決 定

- 1 「国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について」(平成 27 年 9 月 11 日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定) 第 3 項の規定に基づき、国際的に脅威となる感染症対策を効果的かつ総合的に推進する観点から、分野別に集中的な議論を行うため、国際的に脅威となる感染症対策推進チームサブチーム (以下「S T」という。) を開催する。
- 2 S Tは、「国際協力推進」、「国内検査・研究体制推進」及び「人材育成・活用推進」の 3 分野ごとに開催することとし、各 S Tの名称は以下のとおりとする。
国際協力推進 S T
国内検査・研究体制推進 S T
人材育成・活用推進 S T
- 3 S Tの構成員は、第 2 項で定める S Tの分野ごとに、別紙 1 から 3 までのとおりとする。
- 4 S Tは、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者をオブザーバーとして招請することができる。
- 5 S Tの庶務は、外務省、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房国際感染症対策調整室において処理する。
- 6 その他 S Tの運営に関する事項その他必要な事項は、S Tで決定する。

国際協力推進 S T

S T 長	内閣官房国際感染症対策調整室参事官
副 S T 長	外務省国際協力局国際保健政策室長
構 成 員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付（外政担当））
	財務省国際局開発政策課長
	厚生労働省大臣官房国際課国際協力室長
	防衛省人事教育局衛生官

国内検査・研究体制推進 S T

S T 長	内閣官房国際感染症対策調整室参事官
副 S T 長	文部科学省研究振興局研究振興戦略官 厚生労働省健康局結核感染症課長
構 成 員	内閣官房内閣参事官 (内閣官房副長官補付 (内政担当)) 内閣官房内閣参事官 (内閣官房副長官補付 (事態対処・危機管理担当)) 内閣官房健康・医療戦略室参事官 警察庁警備局警備課特殊警備対策官 外務省領事局政策課長 文部科学省研究振興局学術機関課長 厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長 厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室長

人材育成・活用推進 S T

S T 長	内閣官房国際感染症対策調整室参事官
副 S T 長	外務省国際協力局緊急人道支援課長 厚生労働省健康局結核感染症課長
構 成 員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付（内政担当）） 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付（外政担当）） 外務省国際協力局国際保健政策室長 文部科学省研究振興局研究振興戦略官 厚生労働省大臣官房国際課国際協力室長 防衛省人事教育局衛生官 防衛省統合幕僚監部参事官